

羽曳野市選挙人名簿の抄本の閲覧に関する要綱

令和5年8月1日 制定
羽曳野市選挙管理委員会要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の2から第28条の4及び第30条の12に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本（以下「抄本」という。）の閲覧に関する事務に関し、必要な事項を定めることにより、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の正確性を期するとともに、選挙人の個人情報保護を確保し、抄本が不当な目的等に使用されることを防止することを目的とする。

(閲覧に供する抄本)

第2条 羽曳野市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が閲覧に供する抄本は、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日自治省行政局長通知）第6-10に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者に係る記載の部分を除いたものとする。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて次の各号に掲げる者の記載を抄本から除くことができる。

- (1) 前項に掲げる者に準ずる被害を受けていると委員会が認める者
- (2) 前号に掲げる者のほか、委員会が抄本から除くことが適当であると認める者
(抄本の閲覧ができる場合)

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、抄本の閲覧を認めるものとする。

- (1) 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認するために閲覧する場合
- (2) 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動（選挙運動を含む。）を行うために閲覧する場合
- (3) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために閲覧する場合
(公益性の判断に関する基準)

第4条 法第28条の3第1項に規定する統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いものと認める判断の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること。

- (2) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること。
- (3) 前2号に掲げるもの以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより、国若しくは地方公共団体における施策の企画立案又は他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれる等その成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること。

(閲覧の申出等)

第5条 抄本の閲覧の申出をする者（以下「申出者」という。）は、事前に委員会と調整したうえで、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める申出書を閲覧の日までに委員会に提出しなければならない。

- (1) 法第28条の2第1項に規定する特定の者が選挙人名簿に登録されているかどうかの確認を行うために閲覧しようとする場合
- ア 「**選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認)**」(様式第1号)〔法施行規則別記第4号様式の2の2その1に準じた様式とすること。〕
- (2) 法第28条の2第1項に規定する政治活動（選挙活動を含む。）を目的とした閲覧をしようとする場合
- ① 公職の候補者等が申出をする場合
- ア **選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)**」(様式第2号)〔法施行規則別記第4号様式の2の2その2に準じた様式とすること。〕
- イ 「**公職の候補者となろうとする者であることを示す書類**」(申出者が公職にある者である場合を除く。)
- ウ 候補者閲覧事項取扱者の指定を申し出る場合
- 「**候補者閲覧事項取扱者に関する申出書**」(様式第2-1号)〔法施行規則別記第4号様式の2の2その3に準じた様式とすること。〕
- ② 政党その他の政治団体が閲覧の申出をする場合
- ア **選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)**」(様式第2号)〔法施行規則別記第4号様式の2の2その2に準じた様式とすること。〕
- イ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。）第6条第1項の規定による「**政治団体の届出書の写し**」又は「**届出事項等の異動届**」
- ウ 承認法人の申出をする場合
- 「**承認法人に関する申出書**」(様式第2-2号)〔法施行規則別記第4号様式の2の2その4に準じた様式とすること。〕
- エ 「**活動実績を示す資料**」(公職にある者が所属している政党その他の政治

団体が申出者である場合は省略することができる。)

(3) 法第 28 条の 3 第 1 項の規定にする政治又は選挙に関する調査研究を目的とした閲覧をしようとする場合

ア 「選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)」(様式第 3 号)〔法施行規則 別記第 4 号様式の 2 の 3 その 1 に準じた様式とすること。〕

イ 個人である申出者が個人閲覧事項取扱者の指定を申し出る場合

「個人閲覧事項取扱者に関する申出書」(様式第 3-1 号)〔法施行規則 別記 第 4 号様式 2 の 3 その 2 に準じた様式とすること。〕

2 前項第 2 号において、閲覧の申出ができるのは、当該申出をする者の公職に係る選挙区に関する部分に限るものとする。

(公職の候補者となろうとする者であることを示す書類)

第 6 条 法施行規則第 3 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する公職の候補者となろうとする者であることを示す資料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 政治活動用ポスター
- (2) 政治活動用立札・看板を掲示するための証票交付申請書の写し
- (3) 供託証明書の写し
- (4) 政党その他の政治団体への公認申請書の写し
- (5) 政党その他の政治団体からの公認書の写し
- (6) 公職の候補者となろうとすることを示す新聞記事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるもの

(政治活動の実績を示す資料)

第 7 条 法施行規則第 3 条の 2 第 2 項第 2 号ロに規定する活動実績を示す資料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 政治団体の予算書及び事業計画書の写し
- (2) 前年の収支報告書の写し
- (3) 定期的に発行している機関紙誌
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるもの

(調査研究の概要・実施体制を示す資料)

第 8 条 法施行規則第 3 条の 3 第 2 項に規定する調査の概要及び実施体制を示す資料は、次の各号に該当によるものとする。

- (1) 調査企画書(調査目的、調査方法、調査対象、調査項目、調査開始から調査結果報告書〔公表〕に至るまでのスケジュールが示されたもの等)に類するもの
- (2) 「調査説明書」(様式第 4 号)に準じて作成したもの
- (3) 調査研究に用いる調査票、アンケート用紙等の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるもの

2 法施行規則第 3 条の 3 第 3 項に規定する資料は、次の各号によるものとする。

- (1) 公表の実績がある場合には、直近の調査票及び公表の実績を示す資料
- (2) 委託を受けて調査研究を行う場合にあっては、委託契約書の写し
- (3) 前号各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるもの
(閲覧者に対する本人確認の書類)

第9条 法施行規則第3条の2第4項第1号に規定する書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
 - (2) 運転免許証
 - (3) パスポート
 - (4) 住民基本台帳カード（写真付きであるものに限る。）
 - (5) 前号各号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が交付した書類で、閲覧者の写真が貼り付けてあるもの
- 2 法施行規則第3条の2第4項第2号に規定する閲覧者が本人であることを確認するために照会する文書及び回答書は、「**選挙人名簿抄本の閲覧申出に係る閲覧者に開する照会**」（様式第5号）によるものとする。
- 3 法施行規則第3条の2第4項第2号に規定する選挙管理委員会が適当と認める書類は次の各号に掲げるいずれかの書類とする。
- (1) 健康保険証
 - (2) 介護保険証
 - (3) 年金手帳又は年金証書
 - (4) 納税通知書及び納付通知書
 - (5) 市税、国民健康保険料等の領収書
 - (6) 前号に掲げるもののほか、閲覧者が本人であると確認できる書類で、委員会が適当であると認めるもの
- 4 第5条第1項第3号の規定による申出である場合において、申出者が機関の職員であることを証明する書類としては、国等の機関にあっては、職員証、報道機関等にあっては社員証、大学等にあっては職員証又は学生証等の提示を併せて求めるものとする。
(閲覧の場所、時間等)

第10条 抄本の閲覧は、委員会事務局の執務室又は委員会が指定する場所において、委員会の職員の執務時間内に行うものとする。ただし、異議の申出期間における特定の者の登録の確認のための申出については、休日（「土曜日、日曜日及び祝日」をいう。）においても、午前8時30分から午後5時までの間に行うことができる。

- 2 選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日の5日後までの間は抄本を閲覧することはできない。ただし、特定の者が選挙人名簿に登録されたものであるかどうかの確認についてはこの限りではない。

(閲覧の方法等)

第 11 条 抄本の閲覧は、目視による読み取り、筆記による転記又は入力（読み取った内容をタイピングによりパーソナルコンピュータ等の電子計算機に入力すること）に限り認めるものとする。

2 次の各号に掲げる方法は、いずれも認められない。

- (1) カメラ及びカメラ付き携帯電話その他の機器による撮影
- (2) 複写機又はハンドコピー機による複写
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) パーソナルコンピュータ等の使用（転記と同視できる範囲の使用を除く。）

(閲覧者の遵守事項)

第 12 条 抄本の閲覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申出に係る閲覧対象者又は閲覧対象者の範囲を超えて閲覧しないこと。
- (2) 抄本を指定された場所以外に持ち出さないこと。
- (3) 指定された期間及び時間の間に行うこと。
- (4) 抄本を丁寧に扱うとともに、破損、汚損及び加筆等をしないこと。
- (5) 職員の事務の妨げとなる行為をしないこと。
- (6) 委員会事務局の職員の指示に従うこと。

(閲覧の拒否)

第 13 条 法第 28 条の 2 第 3 項及び第 28 条の 3 第 3 項に規定する閲覧を拒むに足りる相当の理由とは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。

- (1) 閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがある場合
- (2) 閲覧事項を適切に管理することができないおそれがある場合
- (3) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が判明しており、当該加害者から当該行為等の被害者保護の支援措置の実施を求めた者についての閲覧の申出があった場合（ただし、当該被害者からの申出があった場合についてはこの限りではない。）
- (4) 政治団体設立届出書に記載された主たる活動区域外である政治団体から閲覧の申出があった場合で閲覧の必要性について疎明を求めても十分な回答がない場合
- (5) 閲覧事項の管理が不十分であったため閲覧事項の第三者提供が行われ勧告等を受けた法人から管理の方法を改善せずに閲覧の申出があった場合
- (6) 申出者の本人確認ができない場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が抄本の閲覧を拒否することに相当な理由があると認める場合

2 前項の規定に該当する申出書の提出があったときは、「**選挙人名簿の抄本の閲覧を拒否する旨の通知書**」（様式第 6 号）をもって文書により通知するものとする。

(閲覧の制限等)

第 14 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、抄本の閲覧を制限することができるものとする。

- (1) 委員会の事務の運営に支障があると認められるとき。
- (2) 複数の申出者から一時に閲覧の申出があり、抄本の使用が競合するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が抄本の閲覧を制限することに相当な理由があると認めるとき。

2 抄本の閲覧は、1回の申請につき、原則として、閲覧日は最長3日間とし、1度の閲覧にあたり、同時に閲覧できる者は4人以内とする。ただし、委員会が特に支障がないと認めた場合はこの限りではない。なお、これらの場合において、委員会は閲覧者及び閲覧の日時等を明確にすることとする。

(閲覧の中止及び資料の返還)

第 15 条 委員会は、閲覧者がこの要綱の規定に違反した場合は、直ちに閲覧を中止させることができる。この場合において、抄本から転記した事項があるときは、資料の全てについて直ちに返還を求めることができる。

(閲覧事項の確認)

第 16 条 委員会は、閲覧者が閲覧した事項（以下「閲覧事項」という。）が申出書に記載された閲覧対象者の範囲内であることを確認するものとする。この場合において、閲覧対象者の範囲以外の部分の閲覧事項は抹消させるものとする。

2 委員会は、閲覧者が筆記又は入力した閲覧事項を複写又は印字することができる。

(申出者等の責務)

第 17 条 申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者及び個人閲覧事項取扱者（以下「閲覧事項取扱者等」という。）は、閲覧した資料に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申出者及び承認法人は、個人の基本的な人権の尊重、プライバシーの保護のため、閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこと。
- (2) 閲覧事項取扱者等は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用してはならないこと。
- (3) 閲覧事項取扱者等は、閲覧取扱者等以外の者に閲覧事項の提供をしてはならないこと。

(委員会への報告)

第 18 条 申出者及び閲覧者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文書により委員会に報告しなければならない。

- (1) 抄本の記載事項に脱漏、誤載又は誤記があると認められるとき。

(2) 閲覧によって作成した資料及びその保管状況等について委員会から照会があったとき。

(3) 調査研究を目的とした閲覧によって作成した報告書等の提出を委員会から求められたとき。

(勧告及び命令)

第 19 条 法第 28 条の 4 第 2 項の規定による勧告は、「**是正措置勧告書**」(様式第 7 号)をもって、法第 28 条の 4 第 3 項又は第 4 項の規定による命令は、「**是正措置命令書**」(様式第 8 号)をもって文書により通知するものとする。

(閲覧状況の公表)

第 20 条 法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 第 2 項の規定による閲覧状況の公表(以下この条において「公表」という。)は、毎年 1 回、5 月末までに前年度分の閲覧を取りまとめて行うものとする。

2 公表する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名)

(2) 利用目的の概要

(3) 閲覧の年月日

(4) 閲覧に係る選挙人の範囲

(5) 主たる事務所の所在地(申出者が法人である場合に限る。)

(6) その他委員会が公表することが必要と認める事項

3 公表は、「**選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について**」(様式第 9 号)をもって行うものとする。ただし、当該年度に公表すべき閲覧がなかった場合については、(様式第 10 号)をもって文書によりその旨を公表するものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧については、公表の対象から除くものとする。

5 公表の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

(1) 羽曳野市公告式条例(昭和 49 年羽曳野市条例第 14 号)第 5 条の規定により市役所前の掲示場に掲示する方法

(2) 本市の広報紙に掲載する方法

(3) 本市のウェブサイトに掲載する方法

(4) インターネットを利用して閲覧に供する方法

6 第 1 項及び第 5 項の規定にかかわらず、天災その他避けることのできない事故等による時、又は委員会が特に必要があると認めるときは、当該掲示を随時に行うことができるものとする。

7 公表にあたり、羽曳野市情報公開条例(平成 12 年羽曳野市条例第 42 号)第 20 条及

び羽曳野市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年羽曳野市条例第1号)第8条の規定は、適用しない。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第21条 第2条から前条までの規定は、在外選挙人名簿の閲覧について準用する。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、抄本の閲覧に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。
(羽曳野市選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱の廃止)
- 2 羽曳野市選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱(平成21年羽曳野市選挙管理委員会要綱)は、廃止する。